

（第12号議案）

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条（略）            （超過勤務）</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>超過勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p><u>2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>第9条の2（略）</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>超過勤務</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条の4～第20条            附則（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）            （超過勤務）</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、<u>当該断続的な勤務以外の勤務</u>をすることを命ずることができる。</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条の4～第20条            附則（略）</p>

【附則第2項関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条第1項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第15条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第9条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第15条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(中野区職員の給与に関する条例の一部改正)

2 中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。